

## 第1回 韮崎市再編保育園建設構想委員会会議録

開 会 福祉課長

課 長 夜分お疲れのところ、ご参会いただきましてありがとうございます。

只今より、平成24年度第1回韮崎市再編保育園建設構想委員会を開催させていただきます。

お手元の次第により会議を進めさせていただきますが、夜間の会議ですので出来るだけ手短にしたいと考えております。

本日の会議で、ご承認頂きたい案件は1件で、他は説明事項と研修となり、概ね8時半を目処に終了したいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第の2 市長あいさつ

韮崎市長 横内 公明 よりごあいさつを申し上げます。

市長あいさつ

平素、皆様方には市政に対し多大なご理解とご協力をいただいております事に対し、改めてお礼を申し上げますと共に、この度は大変お忙しい中、韮崎市再編保育園建設構想委員会委員をお引き受けいただきまして感謝申し上げます次第であります。

さて、ご承知のとおり長年の懸案事項でありました、保育園の再編計画につきましては、先般、韮崎市立保育園再編整備計画を策定し、保育サービスの内容や建設規模等についての建設計画を公開したところであります。

本委員会は、この計画を元に再編保育園の具体的な建設構想計画を策定するにあたり、必要な事項についてご協議いただくための委員会であります。

再編整備計画は、あくまで再編保育園の建設に向けその指針とするため策定したものでありますので、委員の皆様には本計画をご理解いただく中で、まず第1園の建設に向け、提供する保育サービスの内容や施設の規模・設置場所等について忌憚の無いご意見を頂戴したいと考えております。

また、児童数の減少や保育サービスの内容から小規模保育園の運営方法も喫緊の課題となっておりますので、併せてご協議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、保育園の建築構造は木造建築としたいと考えております。

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とした、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、国及び県の基本方針が定められました。本市もこの方針に則し、先般「葦崎市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を定めたところでもあります。

地球温暖化の防止や循環型社会の形成など、市民の豊かな生活に貢献できるものとの考えからであります。

木造建築は日本の風土に適した建物であり、その温かみややさしい質感等は保育園には最適ではないかと考えておりますので、是非木造建築にご理解をいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、皆様のご意見を元に、充実した施設で・充実した保育サービスが提供できるよう、すばらしい再編保育園の建設構想計画を策定していただけることをご期待し上げ、あいさついたします。

課長 市長におかれましては、この後も引き続き公務のためここで退席されますが、ご了承をお願いします。

課長 次第3 委員紹介 ですが、先にお配りいたしました委員名簿に誤りがありましたので、本日お配りした名簿にてご確認ください。

大変失礼をいたしました。

それでは、改めまして委員紹介に入りますが、先に、再編保育園建設構想委員会の位置づけについてご説明した後、ご紹介をさせていただきます。

事前にお配りいたしました、葦崎市再編保育園建設構想委員会設置要綱をご覧ください。

内容についてはご覧頂いていると思いますが、本委員会は、再編保育園の建設に向けて、再編保育園建設構想計画を策定することを目的に設置した委員会であります。

計画の策定に関することを始めとして、資料の収集、調査、その他策定に必要な事項に関することが所掌事務となっております。

法令用語ですので漠然としていますが、この委員会で意見集約されたものが、再編保育園の具体的な建設計画になるとお考えいただければ結構です。

再編整備計画は12年間で3園～4園を建設するというものですが、委員の皆様の任期について、要綱では計画の策定が終了する日までの

期間とありますが、計画は1園ごとに策定したいと考えております。

1園毎、その建設構想から基本設計までお力添えをいただきたいと考えておりますので、原則2年間とお考えいただければと思います。大変重要な役割をお願いするわけですが、長年の懸案事項であった再編保育園の建設に向け、皆様のご協力をお願いいたします。

課長 それでは委員の皆様を紹介いたします。

別紙名簿のとおり 職員紹介まで

保育園の園長先生方は、事務局としておりますが、委員さん方の席で意見を頂きたいと思っておりますのでご了承ください。

課長 次に、次第の4 委員長・副委員長の選任であります。

設置要綱第5条に、委員長及び副委員長を各1名置くと規定されております。

要綱では委員の互選としておりますが、初対面の方もいらっしゃる、互選も難しいと思いましたので、事務局（案）をご提案させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員 よろしいです。

課長 委員長には、本年3月まで保育園再編整備計画策定委員会の委員長をお願いしておりました、山梨県立大学教授 池田政子先生を副委員長には 民生委員・児童委員協議会委員長 小泉明義様にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（拍手をもって、ご承認をお願いしたいと存じます。）

自席より、正・副委員長席へ移動をお願いいたします。

ではここで、委員長、副委員長様からあいさつを頂きたいと存じます。  
(委員長あいさつ・副委員長あいさつ)

委員長 こんにちは。県立女子短期大学の時代より保育士・幼稚園教諭になりたい学生を養成してまいりました。そういう関係上、今回の策定委員会に参加することになりました。地域の方々が集まってもいますので、税金の使い道を決める場でもあるので、いろいろな立場があるかと思いますが、知恵を出し合い、良いプランを作っていこうと思うので出来る限りご協力をお願いいたします。

副委員長 みなさんこんにちは。大役を仰せつかったところであります。保育

園につきましましては、関心も愛着もあります。今から30年くらい前、横内要市長のころに、子どもの関係上、市の保育園保護者会長、県の保護者会長をした経験もあります。また、保育園再編計画も最初から関わりまして、保護者の方々と行政と、保育園再編に向けて、池田委員長を助けながら、やっていこうと思います。よろしく願いいたします。

課長 ありがとうございます。議長は、設置要綱第6条に委員長が議長となる旨規定されておりますので、委員長にお願いすることといたします。

課長 これより協議事項に入らせていただきます。  
議事の進行は、委員長にお願いいたします。

委員長 協議にはいます。1・2・3の項目の中で承認を求めるものは2番目です。1・3は事務局の説明です。ただ、わからない点は何なりと質問してください。

委員長 協議事項(1) 韮崎市立保育園再編整備計画について事務局より説明を求めます。

事務局 **功刀 再編整備計画(資料1)に基づき説明**

それでは、資料1 韮崎市立保育園再編整備計画について説明させていただきます。

まず、資料の説明の前に簡単に経過をご説明いたします。

計画の前段階として、平成21年度末に「統合構想計画の望ましいあり方」

平成23年度末に「保育園再編整備にあたっての基本的な考え方」の提言を頂き、その内容を踏まえたものを、計画(案)として公開いたしました。

公開に先立ち、8月2日に、各保育園の保護者会の正副会長から構成されております、保育園保護者連絡会と市長との懇談会において、計画案の概要とパブリックコメントについて説明し、保護者の皆様への周知をお願いいたしました。

その後、市ホームページほか通常の公開場所に加え、各保育園で公開し、8月6日から8月31日までパブリックコメントを求めておりましたが、意見はありませんでした。

この計画は、公開期間中に私どもで気づいた項目の追加や子ども子育て関連

法が公布されたことによる文言の修正等を行いました。概ね計画（案）の内容がそのまま計画となっております。

委員の皆様には事前に計画をご熟読いただいていることとしますので、簡略に説明をさせていただきます。

それでは、計画をご覧いただきたいと思います。

P1 では、第1章として 計画の目的について記載しています。

1 として計画の背景ですが、ここは現在までの子育てや保育環境の変化またそれに対する取り組みと保育園の再編に向けての経過について記載したものです。

次に

2 計画の目的として、本計画はこれらの行政計画や提言を踏まえ、改めて具体的な建設を進める際の指針とするものとしたものです。

これは、本計画が建設を進める際の絶対的なものではなく、今後この委員会において、検討・協議いただくためのたたき台とするという考えを示したものであります。

P2 をご覧ください。

3 計画の期間ですが、今年度から平成35年度までの12年間としています。

これは、今のところ最長期間と考えており、適宜見直しをしながら、状況が許せば出来るだけ前倒ししていきたいと考えております。

具体的な工程については後ほど説明させていただきます。

P3 をご覧ください、第2章としてここからは本市の現状について記載した統計的な資料となります。

P3 人口・出生の動向、P4 の保育園・幼稚園入所の状況、P5 保育園への入所割合までは、対象児童数等が総じて減少傾向にあることを示した資料となります。

P6 をご覧ください。(4) は通園状況です。

これは、住所地からどの保育園へ通園しているか示したものです。

保育園のある地区の児童や近隣の地区の児童がその近い保育園に通うことも確かですが、自宅から離れた保育園でも、時間外保育・延長保育等サービスの充実した保育園や通勤途上にある保育園など他地区の保育園が利用されている

実態がわかる資料であります。

次に、3 保育サービスの状況です。

時間外保育、延長保育等実施状況はご覧のとおりです。

土曜日保育園は西保育園で、病児・病後児保育は市立病院内で行っています。

やはり保育サービスの種類が整った保育園に集中する傾向にあります。

保育料はサービスの如何に係わらず同額ですから、公平性に欠ける現状は解消すべき課題と考えております。

P7になります。4として施設の状況を記載しました。これもいまさらといった資料になりますが、西保育園を除く保育園では改修はあるものの、建築後30年以上を経過しており、壁面のはがれや汚損が激しく、どの保育園も大規模改修をしたいようなところばかりといった状況であります。

次に 5 市負担経費の状況です。

各園にどのくらい市の負担経費がかかっているか分かる資料です。

支出は、職員給与費・賃金・保育園運営費（経常経費）等です。

収入は、保育料・国、県補助金等です。

大規模園には相応の経費がかかっていますが、園児一人当たりの負担額を見ていただくと一目瞭然ですが、小規模園では概ね2倍の経費がかかっています。各園間の経費格差の解消も大きな課題となっています。

※園児一人当たり欄は支出と、市負担額をそれぞれ平均園児数で除したものです、

次に、P8に入ります。第3章として保育園整備方針を記載してあります。

1の保育園の定員規模の適正化から5の民間活力の導入による管理運営までその必要性等を記載してありますが、この章はそのまま次の保育園整備計画に繋がっておりますので、省略し整備計画のほうで説明させていただきます。

ただ、1点3の施設整備の項目のIIですが、計画案では「再編保育園は法改正が見込まれている認定こども園法ほか関連法、以下新認定子ども園法という。」を見極め、という表記でしたが、8月22日に改正法等が公布されたため、子ども・子育て関連3法案という表記に変えさせていただきました。以後の標記も同様です。

計画には記載してありませんが、

3法の趣旨としては、3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域のこ

ども・子育て支援を総合的に推進するものということですが、保育園の再編に直接係わる場所としては、P9の中段の注1に記載しました法律第66号の略名で言うところの「認定こども園法一部改正法」となります。

ポイントとしては、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一施設」を創設、新たな「幼保連携型認定こども園」が作れるというものです。

- ・既存の幼稚園及び保育園からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみで、株式会社等参入は不可になりました。
- ・既存の認定こども園の施設は、現行のとおりとのことです。

次にP10 第4章 保育園整備計画です。

ここからが、具体的な再編保育園建設に向けてのたたき台となるものであります、以後の項目については、第1園の建設に向けて本委員会において個々に検討頂き決定していただく項目となります。

(1) 再編保育園の規模については、100名～200名程度とするものです。

200名規模につきましては、ゾーン内の保育園の組み合わせで、現状の園児数や定員規模を勘案しての最大値を見ているものであります。

(2) 再編保育園の数及び設置ゾーンについては、4園以内として設置ゾーンについては記載のとおりです。

(3) 小規模保育園の統廃合の検討については、ご承知のとおり今年4月に穂坂保育園が休園となりました。

小規模園ではこれ以上園児が減少すれば、クラス編成や集団保育の保障が出来なくなることと想定されます。個々の小規模園で未満児保育などのサービスを充実させることで園児の確保を図っても、大幅な改善は見込めず効率的ではないと考えますので、再編統合してサービスを充実させることなどを検討したいと考えております。

次に2の保育サービスの内容等については、(1)3歳未満児保育、(2)時間外・延長保育、(5)一時預けかり保育、(6)障害児保育は、現状行なっているサービスの拡充を検討しつつ、再編保育園全てで行なっていくという考えであります。

(3)土曜日保育については、再編後も1園で集合保育を行なう考えであります。

(4) 病児・病後児保育についても引続き市立病院内で行なう考えであります。

P 1 1 になります。

(7) の日曜日・夜間保育については、そのニーズを把握して検討いたします。

(8) として、計画的な職員採用 の項目を追加いたしました。

保育サービスの拡充には職員の適正配置は不可欠でありますので、施設整備にあわせ職員採用を検討していくことといたしました。

※保育園統合構想計画の望ましいあり方（提言）にあったもの

次に 3 私立幼稚園との連携については、市内の私立幼稚園でも 6 時までの時間外の預かりや満 3 歳直前の 2 歳児を受け入れるなどサービスの拡充を図っているとのことであります。今後もこういった情報を共有しながら官民で共存共栄できるよう連携を図っていくとしたものです。

次に 4 民間活力の導入による管理運営については、指定管理者制度等の導入も含め民間の学校法人等において管理運営が可能か検討していくとしたものです。

最後になりますが 5 の再編整備計画実施工程表です。

この項目については、後ほど、議題として今後のスケジュールがありますのでそこで説明をさせていただきます。

計画についての説明は以上であります。先般の 9 月議会において再編整備計画についての一般質問等がありましたので、その件についてご報告させていただきます。本日お配りいたしました、資料 4 をご覧ください。

資料には記載しませんでした。市議会議員の皆様には、9 月定例議会開会直後に全員協議会を開いていただき、その席において計画の内容を説明いたしました。

その席においては、

- ①市有地だからといって、園児が少ない不便な場所に建設することは好ましくない。
- ②公共施設であるので、地域のコンセンサスを得る必要がある。
- ③地域と保育園の関係が大事なので、地域の意見を吸い上げ理解と協力を得ながら計画を進めるべき。

といった意見を頂戴しました。

また、その後の一般質問において、3名の議員さんから質問をいただきました。

内容は、資料に記載したとおりであります。守屋 久 議員からは、再編整備計画の今後の動向について質問がありました。

資料には、市長答弁を記載しておきましたが、要約して説明させていただきます。

今後の計画は本委員会において官民が共存共栄できる最善の経営形態や、保育サービスを見極めた再編保育園の建設を検討し、具体的な建設場所が示された場合には、保護者や地区住民に説明を行ない理解を得ていく旨を説明いたしました。

次に、小林伸吉議員からは、まず、保護者や市民に対する説明や意見聴取の経緯と今後の計画について質問がありました。

経緯については、保育所保護者連合会との懇談会において、計画案の概要とパブリックコメントについて説明し、保護者への周知をお願いした旨、一般市民向けにはパブリックコメントにより意見を求めた旨、また、改めて加筆訂正後の計画（ただ今説明した計画）を周知する旨を説明いたしました。

ちなみに計画は現在HP等で公開中であります。

また、広く市民の皆様には周知をはかるため、計画の「概要版」を作成し、先般地区回覧を依頼したところであります。

2番目は、小規模園の統廃合について、小学校区や地域性を考慮することが妥当である旨の質問でした。

これにつきましては、計画が長期に亘る為期間中に保育園が維持できなくなる可能性のある既存の保育園の対応を考慮する必要があるとの考えでの答弁内容です。再編整備計画で建設する保育園とは別に検討する考えであります。

3番目は、パブリックコメントの募集について、一般市民に対して配慮が欠けていたのではないかと質問でした。

これにつきましては、パブリックコメント実施要綱に沿って実施いたしましたので、落ち度は無いと考えますが、今後具体的な建設場所が示された場合には、保護者や地区住民に説明を行ない理解を得ていく旨を説明いたしました。

次に、小林恵理子議員からは、1番目として提言の内容から適正規模を変更した理由について質問を頂きました。

これにつきましては、この後説明いたしますが、ゾーンを変更したことに伴い、ゾーン内の保育園の定員数・在園児数等勘案しての最大値とした旨を説明いたしました。

2番目として同様にゾーンの変更をした理由について質問がありました。

ゾーンについては、穂坂保育園が休園したこと、また今後同様なケースも想定されることから、現状の大規模園を中心としたゾーン構成に変更した旨を説明しました。

3番目として、土曜日を1園での集合保育とすることは望ましく無い旨の質問です。

全園児を対象としての集合保育ですが、昨年度の平均は18名程度と少数であり、保護者からも概ね理解を得ていますので、再編保育園においても1園での集合保育を実施したい旨を説明いたしました。

4番目として、計画の進め方として地域住民への理解を得る過程は必須と考えるがとの質問です。

これについては、前のお二人と同様の質問でしたので、同様にお答えしました。

以上が一般質問に関する説明になります。

これらの質問があったことも考慮頂き、今後の計画策定を進めていただければと思います。

ごっばくで申し訳ありませんが、私からの説明は以上です。

委員長 議会では3人の議員が詳細な質問等関心を持っていただいているので、わたくしどもも責任が大変重いのではないのでしょうかと思います。質疑を行ないます。

馬場委員 保育園と私立幼稚園の定員の決め方はどういう風にしてできていますか？違いはありますか？

事務局 特に保育園と幼稚園で提携を結んでいるわけではない。保育園は施設の規模等に応じ決まっている定員であり、幼稚園もそれぞれの考えに基づいているもので、特に決め事はありません。

委員長 他に？

向山委員 保育園の整備計画の中で保育サービスの内容のことで、今後延長・時間外保育で料金を取るとの考えがあるらしいが、この点については、世の中の経済状況・雇用状況が厳しい中で、子育て世代の負担の軽減をしないと今後さらなる少子化につながってしまうのではないかと思うので、それについては現状通りでいってほしいが市の執行部の考えはどうか？これが第1点。2つめは3歳未満児が待機なく入園できるようにすることが重要だとおもいますが、そのことに対する考え。3つめは、障害児保育に関する保育士の配置に関する考え。その3点についてです。

委員長 以上3点の質問が出ました。どなたでもお答え願います。

事務局 まず、延長保育に対する考えは、提言の中ではサービスのある保育園とない保育園があり、両者にかかわらず保育料金は同じであります。若干不公平があるのではという意見もあり、検討を要すると思います。この問題についても、この建設構想委員会の中で検討課題としていただきたい。再編に向けてサービスの均等化を図りたいが、均等になるまでには時間がかかるので話し合いの中でご意見をいただきたいと思います。

委員長 この中での協議事項になりますか？

事務局 計画P8の(2)延長時間外保育料金について保育園整備方針中 3にありますのでこの委員会の中の協議事項とさせていただきたいです。2については、未満児保育も全園で行う方針です。待機児童もタイミング的に行うこともあるが、国の基準に基づく待機児童については、現在いないので引き続き状態維持していきたい。3の保育士の配置は、一時預かり障害児保育の対応が現状はできています。現状に合わせ保育に支障はない人員配置をしているので引き続き行っていきたいと思います。計画の中の職員採用は、再編保育園の形がみえてきたら、それに合わせて対応するように考えています。いずれにしても、すべてがここで検討していただくことと考えています。委員会の意見をベースに考えているので、忌憚のないご意見お願いいたします。

委員長 保護者のニーズに対応しつつ保育士の質は保障できるように願います。

時間外保育の料金は前の委員会でも話題になったので前回までの経緯を紹介しつつ検討していこうとおもいます。

委員長 質疑を打ち切ります、本事項は承認事項ではありませんので、次に進みます。

委員長 協議事項（２）再編保育園を木造建築とすることについて、事務局より説明を求めます。

事務局 功刀 国の法律、市の方針、木活協からの技術支援、交付金等を説明（資料 ２）

#### 再編保育園を木造とすることについて 資料 2

私からは法令や再編保育園に対する効果等について説明させていただきます。資料 2 をご覧ください。

- 1 法整備等についてはありますが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が平成 22 年 5 月に公布され、同年 10 月に施行されました。
- 2 この法律のねらいについては、皆様ご存知のとおり、市内の山林も含め、森林の手入れが十分に行われず、森林の持つ多面的機能の低下が大いに懸念される状況から、木を使うことで森を育て林業の再生を図ることが急務となっています。  
この法律は、こうした状況を踏まえ、今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞って、国が率先して木材利用に取組み、併せて地方公共団体や民間事業者にも主体的な取組を促し、一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することをねらいとしています。

- 3 法律の内容についてであります。

目的については、先ほど説明いたしました法律のねらいを、法律用語にしたものをご理解いただければ結構ですので、説明は省略させていただきます。

次に、市町村の方針（第 9 条）については、

資料に記載いたしませんでしたが、第 8 条に都道府県の方針があり、この条文と同様に、都道府県の方針を定めることができるとする規定があります。

市の方針は、山梨県の方針に即して、市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針を定めることができるとした規定であります。

第2項以降は、2ページ中段の第4項までは、方針に記載すべき事項等が記載されたもので、ご覧頂いたとおりであります。

次に2 韮崎市の状況についてであります。

市では、「韮崎市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、先般8月31日より施行しております。

内容につきましては、3p資料2-1をご覧ください。

この方針は、さきほど説明いたしました法律第9条の規定に基づき、市内の公共建築物における木材の利用の目標、利用に供する木材の適切な確保に関する事項を定め、併せて、公共土木工事、公共施設の工作物における木材の利用について必要な事項を定めています。

全部を説明すると長くなってしまいますので、詳細な説明は保育園の建築に直接関係するところだけ説明させていただきます。5Pをご覧ください。

第3 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標です。

#### 1 公共建築物における木材の利用

(1) 第2の2の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する低層の建築物は原則として木造化を図るものとする。と定められております。

保育園は、特殊な構造を考えない限り低層の建物でありますので、この積極的に木造化を推進する施設に該当することになります。

(2) 高層・低層にかかわらず、市民の目に触れる機会が多い部分については木質化を図るとしたものです。

(3) については、市が整備する公共建築物については、備品、消耗品の利用の促進のほか、木質バイオマス燃料の暖房器具等の導入に努めるとしたものです。

今後整備する保育園については、このことも考慮していく必要があります。

#### 2 公共土木工事及び公共施設に係る工作物における木材の利用

については、以下の(1)(2)に記載されたとおりですが、

再編保育園において、駐車場や園庭の外溝工事等がある場合には考慮していく必要があります。

### 3 県産材の利用

可能な限り県産材の利用に努めると定めたもので、この方針を定めるにあたり最も重要な項目のひとつであります。

木造建築をご承認いただいた場合には、市有地や旧学校林の木材なども利用できればと考えております。

菫崎市の状況については以上です。

次に、3 再編保育園建築への効果について説明いたします。

#### 1 森林・林業・木材産業づくり交付金の対象事業です。

菫崎市が方針を策定したことにより、交付金の対象事業となるため、補助事業として事業展開ができる見通しが立ちました。

8 pをご覧ください。簡単な資料ですが林野庁直轄の補助事業の資料になります。中ほどの主なメニューになります。1の都道府県を経由して実施する事業の④の木造公共建築物等の整備が該当事業となります。補助率は1/2以内となっております。

現状厚生労働省関係には、保育施設整備に関する補助事業は民間を対象としたもののみで公共事業には全くありません。

この交付金は、県が採択する事業に対して大枠で県に交付した後、市町村に配分されますので、希望する金額にはならない可能性もありますが、財政状況が厳しい現状においては、たとえわずかな補助金でも活用したいと考えております。

この交付金は、設計、本体工事、外溝、備品等先ほど説明した木造化に係る部分はすべて対象となりますので、有功に活用できればと考えております。

2 Pにお戻りください。

効果の2番目といたしまして、一般社団法人 木を活かす建築推進協議会からの技術支援が受けられることです。

この後、研修の際に改めてご紹介をさせていただきますが、今回の研修をはじめ、木造建築を承認いただいた折には、今後、設計コンペの仕様書や木材の調達や発注のための計画作成等について、無償で全面的にバックアップをしていただけることとなります。

市の木造公共物等における木材の利用の方針をはじめ、木造建築としたい旨について説明をいたしました。

方針の中にもありましたが、コスト面ですとか維持管理面での疑問とかもあるとは思いますが、この後の研修を受けていただいた後、十分に質疑の時間をお取りしますので、専門家からの説明を受けていただいてご理解いただい

えでご判断いただければと思いますので、よろしく願いいたします。  
再編保育園を木造建築にすることについての説明は以上です。

委員長 今の説明に対する質問は？

向山委員 1 / 2 の補助が受けられるということですが、非木造では補助はありませんか？

事務局 非木造では厚生労働省系には補助はありません。

向山委員 県産材では、もっとよい。補助がつくならよいと思います。

委員長 他には？

委員長 次に、木の建物の良さなど木造公共建築物に係る基礎知識について事務局の説明を求めます。

課長 木活協を紹介 木造公共建築物等の整備に係る「基礎知識の習得（研修）」をしていただく旨説明。

我が国の森林を本格的に利用できるいい機会で、地球温暖化防止、循環型社会の形成に木材を積極的に活用することがもとめられているので今日はその内容も含め研修をお願いします。

木活協から説明していただく。

木活協 別紙資料により説明（資料3）

委員長 RCとは、なんですか？

木活協 RCとは、鉄筋コンクリートのことです。

委員長 質疑を行ないます。

小泉委 この事業を進めるにあたり国産木材だけで間に合いますか？

木活協 山梨県は優れた森林県で人工林の半分が県有林。県有林だけで山梨の住宅の個数以上が伐採され、県外で販売という現状。年間産出量だけでこの保育園100個分はゆうにあると思います。

委員長 質問も含めて、木造についての意見は？

中山委員 木造建築は、25年が耐用年数と考えられていたが、今の耐用年数は？あまり耐用年数がないようなら、建て替えが必要となりで市の財政を圧迫するのではないのでしょうか？耐用年数について伺いたいです。交付金について、は外装内装ともに木造が対象なのか？木造の占める割合がどの程度なら補助対象なのかをわかる範囲で教えてほしい

木活協 一般的には木造であればよいと思われる。木造率が高いほど補助の率が上がるのでは？と思います。耐用年数については本質的にはまだ25年。民間業者には幸いなことに、資金回収がはやいため、建物では長期優良住宅でいくと60年が耐用年数。今の建物は設計、施工基準でいくと25年になるが、設備の交換に配慮して作ると、現況では60年で、メンテナンスすると90年間は大丈夫です。

中山委員 木造はほっとするので教育にもいいと思う

委員長 今の2つについて、事務局でなにか？

事務局 耐用年数については、説明のとおりで、交付金については、木質化が対象。内装だけ木質でも対象となるが、木造と木質化では補助の割合が若干変わってくる。

委員長 今のところ市では絶対像木造で進めたいということで。ほかに？

旭園長 説明には耐震が含まれていなかったもので、普通の住宅では木造でも耐震されているが、大きな施設の保育園となるといかがか、耐火についても保育園では基準に基づき、防煙素材の壁紙等が使用されていますが。

木活協 結論はRCと木造で耐震防火はまったく変わらないです。一定の基準で耐震耐火がきまっていて、違いは建物の骨が木造かどうかということ。構造計算中で、規定に基づいて行くと、木造とRCで異なる結果はないです。平屋は軽くなるのでコスト安。木は燃えるが、ある程度の大きさを使うと燃え止まる性質もあります。部屋中木質なら煙はでるが、RCと比較しても燃えるときは燃えるので木質の比率を考慮

してきめていくことが必要かと思われます。

委員長 木造建築物とRC建築物については同じ物差しで測って耐震制度はかわらないということですね

木活協 はい。加えていうなら、強度の地震に対して耐える建物の建築は、RCで1.2～1.5倍の強さを持たせるのは高額になってしまうところ、木造では強度の耐震建築物が低金額でできます。日本の歴史の中で木造の建築技術水準が高くなっているからということもあります。

委員長 ほかにこれについて事務局で承認をえたいので、何かありますか？保護者連合会長いかがですか？

保育園連合会長 とてもよい説明でわかりやすく木造の安全性もわかりやすかったので、木造のほうが子どもを預ける場所としても、安全な施設になるのではないかなと思います。

委員長 ほかに

馬場委員 土地の関係もあるが、現在事務局の考えとしては平屋なのか2階建てなのか教えてほしいです。

事務局 原則的には平屋で。現状9園中、西以外は平屋であるので土地の形状にもよりますが、原則平屋で考えています。

平賀委 木材は県産材を使うということですが、葦崎の山も放置されているので、12年の間に保育園を建設予定なら葦崎の山をどうするかにもかかわってくるとおもいます。葦崎の自然環境を守ることも考え、山が荒れはてていて地元の高齢者も心配していますが、からみは？

課長 大変良い質問ですが木造の場合、葦崎は山に囲まれておりますが、成樹の状況は不明だが十分使えると聞いています。学校林が以前はあり今はほとんどないが市で管理している山があります。1園作るたびに市から何本かとして現場に活かすことで地域の木材を活かしたいと思っています。山に行って使える木は使いたい。穂坂の自然公園にも使える木は必ずあると。どの程度かは未知ですが、建設に活かしたい

という考えはあります。

委員長 葦崎では森林管理の課がありますよね？そことの連携は？

課長 あります。連携し、地元の木を生かす方向でいきたいです。

平賀委 1 2 年間で使える状態にするまで時間がかかるので準備しておかないと建設に間に合わないのかなと。内装はむりでも、外の遊具などに生かせるように準備して、山の下の木も切ったりしないと。清哲ではクマもでているので手入れが早め早めに必要だとも思います。ありますだけではだめかなと・・・。

課長 持ち主や財産区があるので、裏の木が使えるのかというとなかなか難しいので、市がもっている山の木はなるべく使えるように準備はしたいです。近所のクレームとかは確かだが、持ち主との話などがあり時間をかけた努力が必要だと感じています。

委員長 貴重な意見なので保育園だけのことではなく、葦崎市全体の資源を活かすかを市庁内で検討願いたいと思います。

飯野委 周りの山全体が市のものだと話は早いですが、私有地がほとんどなので、広報等で呼びかけて集める努力をお願いします。

課長 木材調達については専門家をお願いするが、他県についても地元の木を活かした実績があるので、個人的にいいよというひとがいたら積極的に理解していただきながら、使えるように努力していきたいです。

副委員長 穴山の公民館は、公民館全部が木造建築。大変明るくぬくもりがあるので、都合がいたらふれあいホールを見学していただけたら参考になると思います。

委員長 それでは、木造建築とすることについて意見がなければ構想委員として承認したとしてよいですか？

委員長 再編保育園を木造建築物とすることについて、異議ございませんか？ 異議無いものと認めます。

よって、再編保育園を木造建築物とすることについては原案どおり承認されました。

委員長 次に協議事項の（３）今後のスケジュール等について事務局の説明を求めます。

事務局 承認ありがとうございます。今後のスケジュール計画の工程表で説明、今年度の計画としてコンペまで実施し設計業者を決めたい旨まで説明する。

委員長 質疑を行ないます。

委員長 質疑を打ち切ります、本事項は承認事項ではありませんので、次に進みます。順調に進めばそれだけはやくなるということです。

委員長 次に協議事項の（４）「その他について」事務局から何かありますか。

課長 次回の日程予定の確認、口座登録書類、請求書の記入の確認夜１８時半～でしたが、次回以降昼間可能か夜の時間帯等の検討をお願いしたい。１０月２２日の週で第２回目の会議を行いたいと思います。

委員長 今回は１０月３０日 火曜日１９時～とします。

委員長 委員の皆様からなにかございますか。  
無ければ協議事項については以上をもって終了いたします。

課長 ここで閉会のことばを副委員長 小泉明義 様をお願いいたします。

副委員長 内容のほうもよく検討しながら進めていこうと思います。葦崎保育園が立派な保育園となるようご協力おねがいします。ありがとうございました。

閉会

（ありがとうございました。）

課長 ここで、本日予定いたしました協議事項が全て終了しました。

これもちまして、本日の構想委員会を閉じさせていただきます。

夜遅くまでありがとうございました。

なお、次回の協議会は先ほど決定していただいた日程（10月30日 19時～）でお願いいたします。詳細は文書をもってご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。